令和5年度岡山県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を 次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事は、本県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「岡山県内部統制基本方針」(令和2年1月15日)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

本県においては、令和5会計年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、 次のとおり評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、本県の財務 に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていない と判断した。

- (1)条例に基づく指示・命令を行わなかったことによる未納停留料の増加 岡南飛行場管理事務所において、小型航空機2機に係る岡南飛行場の使用 者に対し岡山県岡南飛行場条例に基づく管理上必要な指示及び使用の停止命 令を行わなかったことにより、平成30年度分からの停留料が確定されないま ま増加する状況が継続していた事案について、本県の財務に関する事務に対 する信用の低下を招いたものと考えており、運用上の重大な不備と判断した。
- (2) 着陸料及び停留料の算定誤りによる収入の多額の過不足

岡山空港管理事務所において、同じ型式の航空機であっても仕様の違いによって最大離陸重量・騒音値が異なるということについての知識が十分でなかった等により、航空会社から徴収する着陸料及び停留料の算定を誤り、収入に多額の過不足が発生した事案について、本県の財務に関する事務に対する信用の低下を招いたものと考えており、運用上の重大な不備と判断した。

なお、県、航空会社双方で平成30年度分から令和4年度分までの着陸料等の誤りについて確認中である。

4 不備の是正に関する事項

(1)条例に基づく指示・命令を行わなかったことによる未納停留料の増加 相手方に対し条例に基づく指示及び施設使用の停止命令を行い、債権を確 定させるとともに、未納停留料の請求等に関する訴えを提起するなど債権の 回収に努めている。

再発防止措置として、岡南飛行場管理業務処理規程に、停留期間の上限を 定め、停留料等に滞納があった場合は停留を認めない規定を新たに設け、条 例上の運用を明確化し、同様の事案が発生した場合には、条例に基づき速や かに指示等を行うこととした。

(2) 着陸料及び停留料の算定誤りによる収入の多額の過不足

令和5年度分については、過納額は航空会社へ返還し、不足額は航空会社 へ追加請求し、納入済みとなった。

再発防止措置として、算定誤りが起きないよう、新たに確認要領(チェックリスト)を策定するとともに、職員に対する研修会を実施した。また、経験者を含む複数人で厳格な確認を行うよう手順を明確化した。航空会社に対しては、厳格な確認を要請した。

令和6年9月13日 岡山県知事 伊原木 隆太